

よこすか

第40号

消費生活レポート

今回の話題 若者の消費者トラブル～成年年齢引き下げから1年～

令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられてから、約1年が経過しました。全国的に今のところ若者関係の相談件数の急激な増加は見られませんが引き続き注意が必要です。今回の消費生活レポートでは、最近特に要注意な若者の消費者トラブル事例とその対処方法についてご紹介します。

【男性も増加！脱毛エステのトラブル】

*事例 1

広告に掲載されていた施術を希望したが、高額なプランを勧められた

*事例 2

体験後に強引に契約を迫られ、契約してしまった

*トラブル防止のポイント

「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない
気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう

*強引に契約を迫られてもきっぱりと断る

「割引は今日だけ」とせかされるケースもあります。不安なときは、きっぱりと断りましょう

*契約にあたっては、施術内容や契約条件について契約書面等と突き合わせて理解できるまでしっかりと説明を受けましょう

クーリング・オフできる場合があります



【SNS をきっかけとした、副業やマッチングサイトなどの消費者トラブル】

*事例 1

「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスし情報商材を購入したあと、高額なサポートプランの契約をした

*事例 2

SNSで知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われて出会い系サイトに誘引され、高額な費用を支払った

*事例 3

スマートフォンでSNS広告を見て1回のみと思い除毛クリームを注文したが、定期購入の契約になっていた



*トラブル防止のポイント

SNS 上の投稿や広告はしっかり内容を確認しましょう

「簡単にもうかる」「損はしない」などの投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう
大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたう SNS 上の広告にも注意が必要です
SNS 上の広告をきっかけとしたトラブルに多い通信販売にはクーリング・オフ制度がなく、事前にしっかり内容を確認することが大切です

*SNS を利用するにあたっては次の点にも注意しましょう

学生証、運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報を SNS で送ってしまうと、あとで取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展することがありますので、絶対に渡さないようにしましょう

若者も周囲の方も不安に思った時、トラブルにあった時は「188」に相談を！



* 独立行政法人国民生活センターが公表した【若者向け注意喚起シリーズ<No.2.6>】を参考に作成しました

消費生活に関する相談窓口のご案内

おかしいなと
おもったら!

横須賀市消費生活センター

(横須賀市にお住まいの方のみ)

相談受付時間：月曜から金曜 午前9時 ~ 午後4時

(年末年始・祝・休日を除く)

電話番号：046-821-1314

消費者ホットライン

い や や
局番なしの **188**

最寄りの相談窓口につながります!!

かながわ中央消費生活センター

相談受付時間：月曜から金曜 午前9時30分 ~ 午後5時

土曜 午前9時30分~午後4時30分

(年末年始・祝・休日を除く)

消費生活センター移転のお知らせ

横須賀市消費生活センター（横須賀市本町2丁目1番地）が、相談機能強化と市民の皆様の利便性向上のため、下記のとおり市役所本庁舎に移転します。

・新所在地

横須賀市役所本庁舎2号館1階市民相談室内（横須賀市小川町11番地）

・移転日

令和5年5月8日（月曜日）

・注意事項

電話番号（事務室：046-821-1312 相談専用電話：046-821-1314）に変更はありません。

なお、移転の都合上、移転日前後は電話が繋がりにくい場合があります。

